住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成30年9月3日に、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。) 第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書(以下「請求書」という。)が、A外3 名から提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(7) 兵庫県動物愛護センター(以下「センター」という。)は、平成29年8月21日に捕獲・収容した犬1頭について、同年9月8日に殺処分した(以下当該犬を「本件犬」という。)。当該殺処分は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「愛護管理法」という。)違反のみだりに殺傷する行為、器物損壊罪、証拠隠滅罪に該当する犯罪又は所有権侵害である。

項目	請求人が主張する該当理由
みだりに殺傷する	所有者不明の動物については、愛護管理法第35条第4
行為	項により所有者探しをし、広く里親募集をし、その他生
(愛護管理法第44	かすための最大限の努力をする義務があるが、センター
条第1項)	は数日間しか公示をせず、里親募集を一切せずに殺処分
	した。
器物損壊罪	本件犬が飼い犬であったことは明らかである。所有者
(刑法(明治40年法	不明の動物については遺失物法(平成18年法律第73号)
律第45号)第261条)	に基づく公示手続により所有者探しをする必要がある
又は所有権侵害	が、これを行わずに殺処分した。
証拠隠滅罪	本件犬は遺棄された可能性があり、動物遺棄の犯罪(愛
(刑法第104条)	護管理法第44条第3項)の捜査の端緒である。センター
	は警察への通報、捜査の要請をする必要があるのに、こ
	れをせずに殺処分した。

- (4) 当該殺処分に要した次の費用の支出相当額の合計は6,049円であり、これらは 違法な公金の支出に当たる。
 - a センター本所から動物管理事務所への動物搬送費用のうち当該殺処分に関 し要した費用分相当額
 - b 当該殺処分に関し動物管理事務所で使用した炭酸ガス及び灯油の費用相当 額
- (外) 当該殺処分は、一般的なものであるにせよ知事の指示によって行われており、 知事には(外の違法な公金の支出相当額の返還(補填)義務がある。

イ 求める措置の内容

- (ア) ア(イ)の費用の支出相当額を、知事から県に損害賠償させることを求める(請求事項1)。
- (4) 動物の殺処分について、次の法令に沿わない違法な運用や行為を直ちに中止し、動物の愛護と管理を適切に行うよう是正することを求める(請求事項2)
 - a 所有者不明の動物については、遺失物法による公示手続をして所有者と動物を保護し、所有権の侵害をしないこと。
 - b 所有者不明の動物については、愛護管理法に違反する動物遺棄の犯罪の捜査の端緒であり、その直接証拠であることから、警察への通報、捜査の要請をすること。
 - c 引取り動物や所有者不明の動物で遺失物法に基づく拾得者の権利が放棄されたものについては、基本的に全て里親募集をすること。
 - d 野良猫は殺処分目的の引取りをせず、地域でTNR(捕まえ、避妊去勢して、元の地域に戻す。)をして生存させること。
 - e 譲渡適性の判定は動物の特性を無視、否定するもので、動物を殺すことを目的としてされているから直ちに中止するか、最低限、判定結果は譲渡希望者に伝えること。

(2) 事実証明書等

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として別記1の文書が、また、これらを補足する書面として別記2の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成30年9月3日(請求書提出日)付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述の要旨

平成30年10月5日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項)、請求人から陳述があり、同日後に、別記3の文書の提出があった。これらの概要は次のとおりである。

- (1)ア センターは、譲渡適性のない犬猫は里親募集をしないで殺処分すると説明する。 センターの説明する譲渡適性のない犬猫は、社会から見れば当然生かされるべき 通常の犬猫である。
 - イ 兵庫県は「誰にでも飼える犬猫でないと里親募集をしない」と説明するが、そ のような生き物はいない。譲渡希望者に飼える能力、経済力等があるかを審査し 里親を決めれば足り、誰にでも飼える必要はない。
 - ウ 平成29年9月1日から平成30年8月30日までの間にセンターから請求人代理人 宅へ来た犬猫は全て、譲渡適性なしとされ、里親募集がされなかったが、犬2頭 は家庭犬として室内で終生飼養中であり、譲渡適性なしと判定されたことは誤り

である。

- (2) 兵庫県と同じく譲渡適性のない犬猫をやむを得ず殺処分しているという奈良市動物愛護センターの殺処分数は、犬猫併せて年間3頭にまで減らしたとのことである。神奈川県動物愛護センターでは、平成24年愛護管理法改正以降、犬の殺処分数は5年間ゼロ、猫の殺処分数は4年間ゼロである。
- (3)ア 本件犬には譲渡適性があり、センターの職員からも譲渡すると聞いていたのが、 その後の調査で殺処分されていたことが分かった。この問題がまさに、兵庫県の 法律に違反する、生かす行政ではなく殺す行政であるということの象徴的存在で ある。
 - イ 昨年の兵庫県知事選挙の際の公開質問状に対し、立候補されていた井戸知事は「センターにおいてはやむを得ないときに殺処分(最大限生かす。)」との回答であったが、実態は異なり、現場では問題のある行政が行われている。
 - ウ 平成24年に愛護管理法の改正があり、そのとき、殺す行政から生かす行政へ、 法律、附帯決議で殺処分ゼロを目指すべきことが規定された。その中で、全国で は名古屋市、奈良市の事例で、懸命に生かす努力をされている。それと対比し、 兵庫県のセンターは、法律に規定する譲渡募集を基本的にしない。その結果、殺 すこととなり、殺す行政に陥ったまま現在に至っている。
- (4)ア 本件犬は、平成29年8月21日にセンター本所に保護(捕獲)され、同年9月8日に殺処分された。この間約20日である。本件犬は人に飼われていたことが明らかであるところ、5日間、所有者探しというインターネットでの公示がされて、譲渡募集することなく殺処分された。

本件犬は、譲渡適性の判定の性格審査で全て「可」であったが、健康審査のフィラリア抗原検査陽性のみで譲渡適性なしとされた。

イ 同時期にもう1頭、センターに収容された中型犬雑種がおり、こちらは譲渡された。

この犬は、譲渡適性の判定の性格審査、健康審査(フィラリア抗原検査)とも 譲渡適性なしであったが、所有者探しの5日間の公示でたまたま存在を知った請 求人代理人の家族が殺処分は許されないとして見に行き、譲渡を受けた。フィラ リアに関し治療の必要はなく、通常予防のみしている。健康で、愛犬として生活 を共にしている。

請求人代理人宅にはほかにも、センター龍野支所から譲渡を受けた犬がおり、この犬も譲渡適性なしで殺処分ということであったが、健康で温和な犬である。

ウ 本件犬は性格審査で基本的にほとんどA判定であったのに、結果としてなぜ殺してしまったのかにつき、センターの説明は、里親希望者がいなかった、フィラリア陽性だったので里親募集しなかった、というものであった。

フィラリアは、予防、治療を行い、発症しなければ通常の生活ができる病気であり、フィラリア陽性であっても譲渡は十分に可能である。センターでは、フィラリア陽性の場合、公募によるいわゆる啓発譲渡の対象とならず、いわゆる裏譲渡(譲渡適性を欠くとして譲渡募集をしないが、希望者には譲渡する。)でもらい受ける方もあるというのが実情である。

里親希望者がなかったとの説明だが、里親募集をせずに里親希望者がいなかったというのはおかしい。請求人代理人宅の2頭の犬はいずれも譲渡適性なしとの判定であったが、十分に人と共同生活しており譲渡適性がある。センターの判断は誤っている。

- エ 愛護管理法第35条第4項により、行政は引取りをした後、所有者探しをし、譲渡募集をして、犬の命を最大限長らえさせる、これが平成24年の愛護管理法改正における行政の譲渡義務である。愛護管理法に違反して譲渡募集をしないから、譲渡希望者はなく、結局は殺すしかなくなる。
- オ 兵庫県のどこに人と動物の共生があるのか。譲渡募集をしない法律違反がまかり通っている。1年間でどれだけの譲渡募集をしたのか。多分数十頭である。 他の府県も殺処分があることは認めるが、兵庫県の即日殺処分の殺す行政には、 驚くのが実情である。
- (5)ア センターが引取り・収容を行った動物が所有者不明の場合、遺失物法に基づいて通常3か月のところ、動物の場合例外的に2週間の遺失物法の公示により、所有者の権利がなくなる。そうすると、処分行為は、第一に拾得者の権利となる。その後、希望者がなければ適宜処分となる(この適宜処分は、動物のことであるから愛護管理法の精神に基づいて行われなければならない。)。
 - イ 結論として、センターでは、法律は全て無視されている。センターは公然と、「遺失物法は適用されません。」という。所有権は憲法第29条にも民法にも規定がある。
- (6) もう1点、所有権の有無にかかわらず、動物をみだりに殺傷する行為、遺棄、虐待は警察が犯罪として検挙、取締りをし、動物を保護していくのであるから、所有者不明の動物は、基本的には遺棄犯罪の捜査の端緒として、警察への通報等を行わなければならない。しかし、センターではこれがなされておらず、ほとんどが殺処分、一部が裏譲渡される。遺棄犯罪の証拠隠滅罪である。
- (7)ア 本件犬は、譲渡募集義務違反という愛護管理法違反からスタートして殺処分された。センターは譲渡募集をしない。動物を生かそうとする意思があるなら、そのために情報を社会に知らせ、生かす努力が必要である。センターは、愛護管理法第2条の「動物の命と共生」(基本原則)とは真逆の存在である。
 - イ センターは、「法令に基づいて業務をしている。」、「人と動物のふれあい活動をしている。」、「殺処分数は減少している。」、「やむを得ないときのみ殺処分をする。」というが、県民を欺くでたらめな主張である。殺処分を率先して行い、譲渡募集はしない。殺処分数が減少したのは引取り頭数が少なくなったからで、センターには動物を生かす思いも行為も認められない。
 - ウ センターは犬猫殺処分センターであり、生かそうとせず、所有者にも隠し、譲 渡募集もしない。

狂犬病に罹患していない犬猫を狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)で殺している。遺失物法及び愛護管理法に反する動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年条例第8号。以下「愛護管理条例」という。)は無効であり、本件犬を愛護管理法の譲渡募集義務(譲渡希望の可能性のある犬猫の譲渡募集をする義務)に違

反して、違法な殺処分をした。

- (8) 愛護管理法の第1条と第2条を見ていただきたい。動物の愛護は、生命尊重、友愛及び平和に資する。動物に対する人との関係を見れば、その国の文化が分かる。その社会の動物に対する対応から、人間としての品格が分かる。愛護管理法第1条を見返していただき、愛護管理法の精神と本件犬の殺処分の事実を認識していただきたい。また、2番目の求める措置、動物の愛護と管理を適切に行うよう是正せよという部分についてご検討いただき、兵庫県の殺処分センターの改善のために正しい意見を出していただきたい。
- (9) 殺処分の違法性について述べたが、本件措置請求は、あくまでも、違法な殺処分に対して費用を支出したことが違法な財務会計行為であるという請求である。

2 執行機関の陳述の要旨

平成30年10月5日に執行機関の陳述(自治法第242条第7項)を実施したところ、健康福祉部からおおむね次のとおり陳述があった。

- (1)ア 平成29年8月21日に、県民から「店舗の駐車場に犬が座り込んでいる。」との通報があり、犬の鑑札、狂犬病予防注射済票を着けず、鎖等でつながれていない犬であることから、狂犬病予防法第6条第1項及び愛護管理条例第27条第1項に基づき、宝塚市安倉中において同日14時に、センター本所の職員が本件犬を捕獲し、センター本所に抑留・収容した。
 - イ 本件犬は所有者がいるか不明であったため、収容後、狂犬病予防法に基づく抑留に伴う手続として、同法第6条第7項によりセンター本所の狂犬病予防員が宝塚市に通知し、同市において、同条第8項に基づき、同年8月23日から同月27日まで公示した。また、愛護管理条例に基づく収容に伴う手続として、センター本所においても、愛護管理条例第29条第1項により、収容した当日の同年8月21日から宝塚市の公示の最終日である同月27日まで公示した。

なお、公示期間については、狂犬病予防法第6条第8項及び愛護管理条例第29条第1項において、いずれも2日間と規定されている。ただし、兵庫県では、運用上5日間公示することとしており、市町にもその旨依頼している。

また、センター本所においては、上記のセンターでの公示と同じ期間、インターネットホームページの「収容動物情報」に本件犬を収容している旨及びその特徴等を掲載した。当該ホームページは、全国の地方公共団体の収容動物情報へのリンクを掲載する環境省のホームページともリンクしている。

(2)ア 狂犬病予防法は、第6条第9項において、公示期間満了の後1日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、これを処分することができると規定している。また、愛護管理条例第29条第3項は、飼い犬の所有者が公示期間満了後1日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これを処分することができると規定している。

本件犬については、公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかった。

イ 処分の方法等については、狂犬病予防法にも、愛護管理法にも、特段の定めは

ない。

狂犬病予防法による処分に関し、平成19年5月1日付け厚生労働省健康局結核 感染症課長通知「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」(以下「厚生労働省 通知」という。)においては、処分の方法は殺処分に限るものではなく、処分の一 方法として家庭動物又は展示動物としての適性があるものについて、生存の機会 を与えるために飼養を延長することを否定するものではないとされている。

また、愛護管理法第35条第7項に基づく平成18年環境省告示第26号「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」(以下「環境省告示」という。)第4においては、愛護管理法に基づく保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し、及び殺処分とされており、飼い主に返還されなかった場合の処分の種類は、譲渡か殺処分である。

兵庫県では、愛護管理条例第30条において、愛護管理法に基づき引取り等をした場合と愛護管理条例第27条に基づき収容した場合を併せて、譲渡を希望する者で愛護管理条例上の飼い主の遵守事項を遵守できると認めるものに譲渡することができる旨を定めている。

ウ 環境省告示第3の3においては、愛護管理法に基づき引取り等をした動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについてはその飼養を希望する者を募集する等によりできる限り生存の機会を与えるように努めることとされている。

兵庫県においても、この環境省告示の対象である愛護管理法に基づき引取り等をしたものだけでなく、狂犬病予防法や愛護管理条例に基づき抑留・収容したものも含め、センターへ入ってきた全ての犬猫について家庭動物としての適性を評価し、適性があると判断したものは譲渡している。家庭動物としての適性がないと判断したものは、やむを得ず殺処分している。

エ 本件犬についても、センター本所において、平成29年8月21日から同月28日までの間に譲渡適性の判定を実施した。気質の面では概ね大きな問題はなかったが、 血液検査によりフィラリアの感染が確認されたことから、健康面を主な理由として、譲渡「否」と判断した。

なお、兵庫県では、譲渡候補犬の選定基準上、健康状態についてフィラリアの 感染がある場合は原則譲渡「否」としている。これは、継続した治療が必要であ るため飼い主の経済的な負担や心理的な不安及び犬の身体的な負担が大きく、知 識や技術を持たない方も含む一般県民から広く飼い主を募集する個体としては適 切ではないと判断しているからである。センターの譲渡事業は、犬猫の譲渡を推 進し生存の機会の拡大を図るとともに、健康で気質の良い動物を適正に飼養する 者に譲渡し、譲渡後も飼養者と連携して地域での正しい飼い方についての情報発 信を行うことでセンターへ引取り等される犬猫の減少につなげることを目的とし ていることをも考慮したものである。

(3)ア 本件犬については、人に慣れている様子も見られたことから、譲渡適性の判定を実施することと平行して、宝塚市及び隣接する伊丹市に協力を依頼して登録犬台帳を基に行方不明になった犬がいないかを調査するなど、狂犬病予防法及び愛

護管理条例に基づく公示期間及びその後1日の保管期間後も、法令上の手続以外にも、飼い主の有無を把握するための調査を継続していた。

- イ しかし、それでもなお飼い主の存在が確認できなかったことから、平成29年9月8日に動物管理事務所へ送致の上、本件犬の殺処分を行った。
- (4)ア 殺処分に関しては、環境省の全国統計により、全国の他の自治体においても行っていることを把握しているが、国へ照会したところ、過去に、類似の業務において犯罪として起訴された事例はなく、平成28年12月に兵庫県が行った全国46都道府県への照会においても、犯罪として起訴された事例はなかった。

兵庫県の殺処分の業務に関しても、過去に犯罪として起訴された事例はなく、 捜査を受けたこともない。また、不法行為であるとして所有者等から訴えがあっ た事例もない。

- イ 本件犬の処分については、狂犬病予防法及び愛護管理条例に基づいて適法に手続を実施しており、かつ、家庭動物としての適性、すなわち譲渡適性をも評価した上で、譲渡に適さないと判断されたことからやむを得ず殺処分したものである。センターでは、殺処分を減らす取組をしながら、本件犬のようにやむを得ず殺処分を行う場合も、法律、条例やその運用通知等に従い適正に手続を実施しており、犯罪や不法行為に当たるものではないと考えている。
- (5)ア センターに収容若しくは引き取られる動物が減少し、その結果、殺処分される動物も減少するよう、引取り時の所有者への状況聴取、終生飼養の指導等を徹底するほか、次のようなことに取り組んでおり、これらの取組の結果、センターでの犬猫の殺処分数は、愛護管理法改正前の平成24年度5,059頭から平成29年度1,324頭まで、年々減少してきた。

また、譲渡数は平成24年度の187頭から平成29年度の424頭に増え、着実に取組を続けている。

イ 犬猫の習性を理解し終生飼養する意識付けを図り、センターに引取り等される 犬猫を減らすことにつなげるため、センター本所及び各支所で定期的に開催する、 犬の飼い主一般を対象としたしつけ方教室や小学生等を対象とした犬猫の適正飼 養講習会などの啓発事業を行っている。

また、センターでの譲渡事業は、犬猫の譲渡を推進するとともに、譲渡動物と譲受者が地域での適正飼養の模範となるよう、犬猫の譲渡適性の判定、家庭動物としての育成、健康管理、譲渡希望者との面接による飼育環境等の確認を行い、譲渡決定後はセンター職員によるしつけ方教室、家庭訪問、譲渡後の継続した情報発信等を実施している(啓発譲渡)。

なお、家庭動物としての資質を欠き、知識や技術を持たない方も含む一般県民から広く飼い主を募集する個体として適切ではないと判断した犬猫についても、その個体について譲渡の申出があった場合には、申出者が当該個体の問題となる要素をよく理解するとともに、愛護管理条例に定める動物の所有者等の遵守事項を遵守できると認めた場合には譲渡している(個別譲渡)。

ウ 更に、行政での保育等が困難な離乳前の子犬や子猫を自宅で育てるボランティ アやセンターの譲渡事業に賛同いただける方々の協力を得て、この事業を推進し、 適正飼養が拡大することによりセンターへ引取り等される犬猫を減らすことにつ ながるよう努めている。

エ できるだけ多くの犬猫が、早く飼い主の元に戻れるよう、 飼い犬や飼い猫が 行方不明になった際の連絡先(センター、警察、市町)を周知するポスターを作 成し、動物病院での掲示や、チラシ等を狂犬病予防注射実施時に配布したり、 センターホームページへの収容動物情報の掲載による情報提供を行っている。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為(公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。)を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない(最高裁判所平成2年6月5日判決)ところ、請求人が請求書、事実証明書等において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

本件犬の殺処分に係る費用の支出相当額合計6,049円(なお、算出方法は請求書添付の表に記載されているが、請求人独自の計算によるものであり、当該殺処分に要した費用として必ずしも正確ではない。)の損害賠償請求権の行使を怠る事実(財産の管理を怠る事実。請求事項1関係)

- 2 監査の対象としなかった事項及びその理由
 - (1) 監査の対象としなかった事項 請求事項2
 - (2) 監査の対象としなかった理由

住民監査請求は、地方公共団体の財務会計行為の違法性・不当性を判断し、その 是正を目的とするものであり、行政運営一般の違法性を争うことを目的とする制度 ではないところ、請求事項2は、財務会計行為に該当しない。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。 本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求書提出日後に提出された文書(別記2及び別記3) 請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びに それに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 本件に関する犬の収容等及び処分に係る制度

ア 収容等に関する法令及び条例の定め

- (ア) 狂犬病予防員は、狂犬病予防法に基づく登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない(狂犬病予防法第6条第1項)。
- (4) 知事は、愛護管理条例に違反して鎖等でつながれていない飼い犬があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる(愛護管理条例第27条第1項)

イ 処分に関する法令及び条例の定め及び運用

- (ア) 狂犬病予防法に基づき抑留した場合(ア(ア))
 - a 鑑札等の所有者を明示する措置その他により所有者の知れているものについては所有者に引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町長にその旨を通知する(狂犬病予防法第6条第7項)。

通知を受けた市町長は、その旨を2日間公示する(狂犬病予防法第6条第8項)。ただし、兵庫県では運用上、5日間公示することとし、各市町あてその旨依頼している。

所有者が引き取るべき旨の通知到達後又は公示期間満了後1日以内にその 犬を引き取らないときは、処分することができる(狂犬病予防法第6条第9 項)。

b この処分に関し、狂犬病予防法には、aのほか特段の定めはない。兵庫県においては、愛護管理法又は愛護管理条例に基づき引取り・収容をした場合 ((() b) に準じて実施している。

なお、厚生労働省通知は、処分の方法は殺処分に限るものではなく、処分の一方法として、家庭動物又は展示動物としての適性があるものについて、 生存の機会を与えるために飼養を延長することを否定するものではないとしている。

(1) 愛護管理条例に基づき収容した場合(ア(1))

環境省告示によれば、愛護管理法にいう処分とは、所有者への返還、飼養を 希望する者への譲渡及び殺処分とされている。

愛護管理法は、動物の引取り・収容を行う根拠については定めているが、処分を含めた収容後の動物の処遇については具体的な定めを置いておらず、当該事務を自治事務として実施する各地方公共団体が、必要に応じ条例や要綱、要領等において手続を定めている。

兵庫県においては、愛護管理法に基づき引取り・収容をした場合と愛護管理 条例に基づき収容した場合を併せて、愛護管理条例に処分の手続を定めている。

a 鑑札等の所有者を明示する措置その他により所有者が判明しているものについては所有者に引き取るべき旨を通知し、所有者が判明しないものについては公示を行う(愛護管理条例第29条第1項)。公示期間は、条例上は2日間であるが、運用上、犬については5日間としている。

所有者が通知到達後又は公示期間満了後1日以内に返還を願い出たものは

所有者に返還するが、当該期間内に引き取らないときは、処分することができる(愛護管理条例第29条第3項)。

b 所有者が当該期間内に引き取らないものについては、家庭動物としての適性(健康状態、気質等)を判定し、譲渡可と判断したものは、譲渡希望者を募集の上譲渡する(愛護管理条例第30条)、譲渡に適さないと判断したものは殺処分を行うことができる(愛護管理条例第29条第3項)。

なお、環境省告示は、施設に保管する所有者がいないと推測される動物等について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等によりできるだけ生存の機会を与えるよう努めることとしているが、この適性の評価に係る基準等は、国(環境省)において特に定められていない。

(2) 本件犬の収容等及び処分に係る事実経過 本件犬の収容等及び処分に係る事実経過は以下のとおりである。

平成.29年8月21日

14時、センター本所は、宝塚市安倉中で鑑札及び注射済票を着けず、鎖等でつながれていない本件犬について、狂犬病予防法第6条第1項に基づき抑留し、及び愛護管理条例第27条第1項に基づき収容した。

同日

本件犬は所有者がいるか不明であったため、センター本所は、狂犬病予防法第6条第7項に基づく宝塚市への通知を行った。

併せて、センター本所は、愛護管理条例第29条第1項に基づく公示を行うとともに、インターネットホームページの「収容動物情報」に本件犬を収容している旨及びその特徴等を掲載した。

これらの公示及びホームページへの掲載は、同月27日まで 継続した。

平成29年8月23日

センター本所からの通知を受け、宝塚市は、狂犬病予防法第6条第8項に基づく公示を行った。当該公示は、同月27日まで継続した。

平成29年8月28日

センター本所は、本件犬について家庭動物としての適性(譲渡適性)の判定を行った(平成29年8月21日から同月28日までの間に実施)結果、気質の観点からみて特段の問題はなかったが、健康状態(血液検査、レントゲン検査等)のうち、フィラリア抗原検査において陽性の結果であり、主に健康面を理由として譲渡「否」と判定した。

平成29年9月8日

本件犬について所有者からの連絡はなく、センター本所は、 動物管理事務所へ送致の上、本件犬の殺処分を行った。

(3) 全国の地方公共団体の状況(犬又は猫の殺処分について起訴された事例の有無) ア 執行機関が平成28年12月に行ったアンケート調査に回答のあった44の都道府県 全てが、犬又は猫の殺処分について起訴された事例は把握していないと回答して いる。

また、兵庫県においても、そのような事例はない。

イ 執行機関から国(環境省)への問合せ(平成29年9月)においても、全国の地方公共団体において犬又は猫の殺処分について起訴された事例は把握していない との回答があった。

2 判断

(1) 本件犬の殺処分は、狂犬病予防法及び愛護管理条例に基づき、執行機関において必要性を判断して実施されたところ、その制度及び実施の経緯は1(1)及び(2)のとおりであり、法律及び条例に基づく手続に違背すると認められる部分は見受けられなかった。

なお、請求人は殺処分を行う場合の根拠規定となっている愛護管理条例の規定が 遺失物法及び愛護管理法に違反するとも述べるようであるが、第3の2(2)のとおり、 住民監査請求は、地方公共団体の財務会計行為の違法性・不当性を判断し、その是 正を目的とするものであり、行政実例(昭和27年12月25日自行行発第181号)では、 「(条例の可否、当不当等)条例そのものの監査はできない」としている。

(2) 請求人が本件犬の殺処分に係る費用の支出相当額の損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法であるとする理由は、本件犬の殺処分が犯罪(みだりに殺傷する行為(愛護管理法第44条第1項) 器物損壊罪(刑法第261条) 証拠隠滅罪(刑法第104条)) ないし所有権侵害に該当するからというものと考えられる。

請求人は独自の見解に基づいて本件犬の殺処分が犯罪に当たると述べるが、当該行為が犯罪に当たるかどうかは、様々な要件に照らして検察ないし裁判所において個別具体的に判断されるものである。兵庫県において、動物の殺処分が犯罪として起訴された事実はないし、同様の業務が行われている他の地方公共団体に関しても、当該業務が犯罪として起訴された事実は、国及び他の地方公共団体において把握されていない。

また、請求人は、単に殺処分の業務が所有権侵害に当たることがあり得ることを述べるにとどまり、具体的な所有権侵害の事実があったことについては何ら述べていない上、仮に所有権侵害であるとしても、そのことにより直ちに県に損害賠償請求権が生じるものではなく、かつ、請求人はその発生原因について何ら理由を説明していない(なお、兵庫県において、動物の殺処分について所有権侵害による不法行為の事実が認められた具体的事例はない。)。

(3) なお、請求人は、センターが行う譲渡適性の判定は愛護管理法第1条、第2条及び第35条第4項並びに衆議院環境委員会、参議院環境委員会の動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成24年8月28日)に違

反し、これを理由に殺処分をすることは違法であるとも主張するようである。

しかし、愛護管理法第1条及び第2条は目的及び基本原則を規定するものであって具体的な義務や手続等を規定するものではないこと、本件犬は愛護管理法第35条第1項又は第3項の規定により引取りを行ったものではなく、同条第4項は本件犬には適用されないこと(なお、加えて、請求人主張の同項の規定は努力義務規定である。) 附帯決議には法的効力はないことから、これらを直接の根拠として違法ということはできない。

(4) これらのことから、本件犬の殺処分が犯罪ないし所有権侵害であると判断すべき 理由はなく、本件措置請求の前提となる損害賠償請求権の存在は認められない。

以上のとおり、第1の2(1)ア(1)の費用の支出相当額を知事から県に損害賠償させることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

別記 1

- 1 甲第1号証 抑留・収容犬の公示について
- 2 甲第2号証の1 譲渡候補動物判定表【成犬第1次】
- 3 甲第2号証の2 譲渡動物判定表【成犬第2次】
- 4 甲第2号証の3 譲渡動物判定表【成犬第3次】
- 5 甲第3号証 願届処理簿
- 6 甲第4号証の1 動物愛護センター動物管理事務所の経費
- 7 甲第4号証の2 処分費用算出の内容と、ガス殺処分一頭に要した経費
- 8 甲第5号証 本件犬の写真を含むチラシ
- 9 甲第6号証 兵庫県動物行政についての公開質問状

別記2

- 1 甲第7号証 兵庫県第2次監査請求-兵庫県の法律違反の殺処分薬品代金の損害賠 償
- 2 甲第8号証 行政の動物センターの状況・兵庫県動物愛護センターの現場の実状

別記3

監査請求意見書(兵庫県議会あて)